

令和8年6月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案)

目 次

議員提出議案第1号 射水市議会会議規則の一部改正について

議員提出議案第 1 号

射水市議会会議規則の一部改正について

射水市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 2 9 日 提 出

提出者	射水市議会議員	吉野	省三
		〃	加治 宏規
		〃	上野 進
		〃	大垣 友和
		〃	西尾 哲
		〃	中村 文隆
		〃	山崎 晋次
		〃	奈田 安弘

射水市議会規則第 号

射水市議会会議規則の一部を改正する規則

射水市議会会議規則（平成 1 7 年射水市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項ただし書、第 1 4 条第 1 項及び第 1 7 条中「 3 人」を「 2 人」に改める。

第 7 0 条第 4 項及び第 7 1 条第 1 項中「 4 人」を「 3 人」に改める。

第 7 6 条ただし書中「 4 人」を「 3 人」に、「起立の」を「第 7 0 条に規定する」

に改める。

第 7 7 条第 2 項ただし書中「4 人」を「3 人」に改める。

第 1 3 7 条ただし書中「起立の」を「第 1 3 1 条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。